

アメリカ合衆国における検察官の 訴追裁量の特徴と問題点 —企業犯罪のケースを中心に—

岩 尾 直 哉

はじめに

- 1 アメリカ刑事司法制度の特徴と問題点
 - 2 検察官の訴追裁量と法の支配
 - (1) DPA/NPA と法の支配
 - (2) 裁判所の関与
 - (3) 応報的観点からの批判
 - 3 市場における制裁機能
 - (1) 企業犯罪と市場への対応
 - (2) 関係省庁と検察官の対応
- むすびに代えて

はじめに

近年、巨大企業が引き起こした犯罪に対する対応策が課題となっている。巨大企業はその規模の大きさから、責任主体が分散しており、海外にも多数のグループ会社を抱えているため、捜査機関は証拠の収集が困難となり、さらには責任分散型の企業において、違法行為者の特定自体も難しい。

今から数十年前に、とりわけ財政・会計上の犯罪が取りざたされたアメリカ合衆国は、サーベンス・オクスリー法 (Sarbanes-Oxley Act of 2002) を制定し、不適切な財務諸表について、あらかじめ最高経営責任者 (CEO) や最高財務責任者 (CFO) の責任とする旨を規定しており、違法行為が発覚した場合の責任の所在を明確化した。これにより、企業のトップが、組織内に違法行為を蔓延させないように働きかけるようになり、結果として犯罪を未然に防ぐ企業組織が形成されることが目指された。しかし、サーベンス・オクス

リー法のように事前に責任の所在を明らかにしている法律は少なく、通常は、巨大企業で犯罪が生じた際に、違法行為の特定は困難な作業となる。そこで、企業犯罪が生じたのは、企業構造の歪みのためであるとして、企業文化に焦点を当てて対応にあたるということが一策として考えられる⁽¹⁾。

いずれにしても、歪んだ報酬体制ないしは違法行為を奨励するような企業文化を改善するにあたりアメリカ合衆国では実務上、検察官と企業との間で行われる交渉に基づく公判前の和解 (settlement) で解決されることが多い。具体的には、検察官が違法行為を行った企業に対して、刑罰を科すべく裁判所で争うことよりもむしろ、有罪判決を回避し、その代わりに企業文化の是正のために企業内部の統治構造に介入するというものである。このような手法は、効率性の観点からみれば有効であり、公開企業そのものに刑罰を科すことよりもより多くの利益—ステークホルダーなど—を守ることになるという評価する見解がある⁽²⁾。

他方で、そのような手法を多用すれば、法の支配が後退し、また、刑事司法上の「正義」が貫徹されなくなるという見解や、検察官と企業との間で締結される合意内容そのものに対する懐疑的な見方もある。このような対立がなぜ生じているのかという点を考察するために、以下では、アメリカ刑事司法自体の特徴と問題点を概観した後、企業犯罪の文脈において、どのような

(1) See Cindy R. Alexander & Mark A. Cohen, *The Cause of Corporate Crime: An Economic Perspective* in Anthony S. Barkow & Rachel E. Barkow eds., *PROSECUTORS IN THE BOARD ROOM: USING CRIMINAL LAW TO REGULATE CORPORATE CONDUCT*, 11 (2011).

(2) 周知のとおり有罪判決を受けたことにより、廃業に追い込まれ、数万人の無実の従業員の雇用が失われたというアーサーアンダーセン事件により、刑罰がもつ副作用がより一層、明らかになった。またそもそも企業は社会生活に欠かせない製品・サービスを提供しており、企業自体の存続を脅かすような制裁を科すことは、適切ではないという認識も強まっている。また、内部統制システムの厳格化と企業の生産活動はトレードオフの関係に立つことを指摘するものとして、稲谷龍彦「企業犯罪対応の現代的課題—DPA/NPAの近代刑事司法へのインパクト—(四) - (六)」法学論叢 183 巻 3 号 (2018 年) 1 頁・184 巻 5 号 (2019 年) 1 頁・186 巻 2 号 (2020 年) 1 頁参照。

問題点が生じているかを検討する。そして、最後に近年注目されている「市場」における制裁機能についても検討する。

1 アメリカ刑事司法制度の特徴と問題点

周知のとおり、アメリカ合衆国は、民主主義と市場原理が社会に浸透していると言われることが多い。しかし、これらの特徴が刑事司法制度においても浸透しており、看過できない問題点をはらんでいると指摘されている。Darryl K. Brown は、市場モデルがアメリカ合衆国刑事司法にも浸透し、答弁取引—私的な契約を結ぶ当事者同士の合意が核となる—が多用され、検察官の広範な訴追裁量や裁判所による審査を回避する実務慣行が成立していると指摘する。これにより、アメリカ合衆国の刑事手続、とりわけ公判前の段階においては、法の支配が及びにくく、その代わりに当事者の合意が重視され、公正性を欠く手続が実現してしまうという⁽³⁾。

Brown は、最初にアメリカ合衆国における刑事司法制度上の諸問題—冤罪による死刑判決ないしは長期の収監刑を受ける危険性—が頻発していることを指摘し、このような問題は、コモンローと当事者主義手続を採用する諸国と比べても顕著であり、このようなことが生じている要因は、同国の特異な制度と慣行に関連していると主張している⁽⁴⁾。つまり、アメリカ政府と政治経済の特徴がアメリカ刑事手続の中心的要素であり、政治的説明責任、個人主義、および自由市場への傾倒 (*devotion*) は、刑事司法の運営を組織する前提となり、どのルールが適用され、刑事司法制度がどのように設計されるか

(3) Darryl K. Brown, *FREE MARKET CRIMINAL JUSTICE: HOW DEMOCRACY AND LAISSEZ FAIRE UNDERMINE THE RULE OF LAW* (2016).

(4) Brown は、アメリカ合衆国刑事司法の特殊性の一つに、大量収監の問題を挙げている。他の先進諸国と比較すると、人口 10 万人当たりの刑事収容者数は、突出して高くなっている。See *id.* at 1-2. また、同国の収容者の人種比もいわゆる過大代表の問題として存在している。

を根本的に決定しているとする。つまり、国家権力を最小化しようとする戦略が、刑事司法制度内でも支持されており、刑事司法制度に悪影響を及ぼしているという⁽⁵⁾。

また、答弁取引についてアメリカの刑事司法は他国に比して、はるか以前からそれを導入しており、独自の発展を遂げてきたと指摘されている⁽⁶⁾。アメリカ型答弁取引の特徴について一般的に言われるのは、検察官の持つ広範な訴追裁量一拘束力のある規制や司法審査からの自由一である⁽⁷⁾。しかし、「市場原理」に由来した交渉による答弁取引には、決して見過ごしてはならない問題点が存在するという。

当事者の交渉による実務慣行と市場原理の思想を熱心に取り入れていることにより、国家は当事者に対してほとんど規制しない、あるいは調整しないということになる。このような市場モデルにより、交渉時に当事者が「強制される」というリスクは認識されておらず、また当事者間の不公正さに関する問題も重視されていない⁽⁸⁾。さらには最高裁判所も当事者間の交渉が成立しないこと自体を懸念しており、それゆえ、当事者間の合意条件を過度に規制して、刑事手続が達成しようとする効率性を阻害するような刑事手続規則を懸念している。このように、裁判所も当事者の交渉を最優先していると指摘する⁽⁹⁾。

司法取引やそれに類する形態は、現在、多くの国で導入・活用されており、実施件数が増加傾向にある。しかし、アメリカ合衆国は諸外国と異なり、前述のような市場原理に基づく司法取引ないしは交渉を行っており、また、このような市場志向型のやり方が、アメリカ全体で驚くほど一貫しているとい

(5) *Id.* at 3.

(6) *Id.* at 91.

(7) *Id.*

(8) *Id.*

(9) *Id.*

われている。答弁取引の実質的な正確さと手続上の公正さについて、法がこれらの利益を守るのではなく、市場のメカニズムにより、法の役割をむしろ縮小し、検察官と弁護人の両当事者に付与された自由と刑事事件の解決過程における強力な私的秩序が支配し、ひいては受動的な司法制度が構築されているという⁽¹⁰⁾。

このように刑事裁判における効率性を重視した手段は、検察官の訴追裁量への法的規律が及ばないという選択をとることになり、法の支配が薄れ、また公正な刑事手続が阻害されるという問題を含むことになる。本稿は、企業犯罪に対する検察官の訴追裁量に関する問題を中心に考察するため、以下では企業犯罪のケースに絞って検討する。

2 検察官の訴追裁量と法の支配

(1) DPA/NPA と法の支配

さきほどみたような当事者同士の交渉を重視する実務慣行が存在する場合、企業犯罪のケースではどのような問題が生じるのだろうか。以下では、企業犯罪のケースについて分析する。

近年、公開会社、とりわけ巨大企業に対して適用件数が増加傾向にある、訴追延期合意（Deferred Prosecution Agreement、以下、「DPA」と略称する。）および不起訴合意（Non-Prosecution Agreement、以下、「NPA」と略称する。）を例に、問題点を考察する。

DPA/NPA は、検察官と企業が締結する合意であるが、企業が違法行為を自認し、金銭制裁を受け入れ、損害補償金を支払い、企業統治構造改革を約束することと引き換えに、検察官は当該企業の訴追を延期または、起訴を行わないというものである⁽¹¹⁾。とりわけ、企業統治構造の改革は多岐にわたる。

(10) *Id.* at 117.

(11) DPA は起訴後に訴訟の追行を延期するのに対し、NPA は起訴自体、存在しない。

検察官が当該企業内部に介入し、変更を迫る内容としては、例えば、コンプライアンス・プログラムの整備、取締役の交代、企業を監督するモニターの選任、従業員に実施する研修、内部通報制度の整備などである⁽¹²⁾。これらの合意条項に違反した場合—たとえそれが、法令違反ではないにもかかわらず—は、起訴を再開ないしは、行うという合意内容である。企業犯罪の原因を直接取り除こうとするこのような試みは、合理的であるとする見解があるが、他方では、明文規定のない義務をなぜ検察官が要求できるのかという法の支配との関係性から懸念する見解もある。そこで、検察官のこのような企業への介入と法の支配との関係性について若干、検討する。

DPA/NPA と法の支配について検討している、Jennifer Arlen は、交渉の各段階で政府の裁量権が行使されており、その裁量権は、法の支配に則って行使されなければならないと主張している⁽¹³⁾。その上で、検察官の有する交渉力は、企業が DPA/NPA に同意しなければ、有罪判決を求める (pursue) という脅威に基づいていると指摘する。また、検察官の交渉力は、公共の目的のために用いられなければならない規制権限 (police power) に基づいているため、個々の検察官が適切だと考える条件を課すことができるという意味での自由裁量を有しておらず、むしろ、正統な (legitimate) 公共目的のためにのみその権力を行使することができるとする⁽¹⁴⁾。

また、検察官は、これらの合意内容を執行しようとする際に国家権力を利用しているという。というのも、前述のように、仮に合意事項について違反があった場合、検察官は契約違反を主張し、当該企業について起訴を再開、

(12) See R. Alexander & Mark A. Cohen, *The Evolution of Corporate Criminal Settlement: An Empirical Perspective on Non-Prosecution, Deferred Prosecution, and Plea Agreements*, 52 AM CRIM. L. REV. 537 (2015).

(13) Jennifer Arlen, *Prosecuting Beyond the Rule of law: Corporate Mandates Imposed Through Deferred Prosecution Agreements*, 8 J. LEGAL ANALYSIS 191, 212 (2016).

(14) *Id.*

ないしは開始しようとするからである⁽¹⁵⁾。他方、裁判所は、このような対応については、検察官の裁量に委ねている。

以上を踏まえて、Arlenは、DPA/NPAは個人の権利を制限する力を持つ政府の権限行使とみなすのが適切であり、よって、その権限は法の支配に沿って行使されなければならないという⁽¹⁶⁾。また、検察官は、個人的な目的のために企業に賦課する義務を利用しないために、十分な監視を受けなければならないと、さらには、個々の検察官によって課される義務の内容が大きく異なるように、一貫性を促進するための制約を設けるべきであると主張する⁽¹⁷⁾。Arlenがこのような主張をする理由の一つは、前にみたような検察官の取引上の問題点—当事者の合意を最優先にする—が存在するからであるが、具体的な事例としては、製薬会社である Bristol-Myers Squibb が締結した DPA がある。同社は、担当する連邦検事の母校のロースクールにおける企業倫理講座に 500 万ドルを寄付することを合意しており、Arlen は、検察官の私的な内容であるにもかかわらず、合意したことを批判している⁽¹⁸⁾。それゆえ、検察官が企業と合意を締結する際には、公益と合致する条項を企業に賦課すべきであり、合意内容の審査の必要性は明らかであるとしている⁽¹⁹⁾。

(2) 裁判所の関与

DPA 締結の際に生じるこのような問題に対応するための改善策として、合意内容について裁判所の実質的な関与が必要であるという見解が少なからず存在する⁽²⁰⁾。だが、Arlen は、単にその点を主張するだけでは、検察官が法

(15) *Id.* at 213.

(16) *Id.*

(17) *Id.*

(18) *See id.* at 213-214.

(19) *Id.*

(20) *See* Brandon L. Garrett, *Structural Reform Prosecution*, 93 VA. L. REV. 853 (2007).

の支配に適合するかたちで、企業に義務を賦課するという実務は実現しないという⁽²¹⁾。というのも、仮に裁判所の積極的な審査ないし関与が実現したところで、裁判所は、当該義務の創設が、検察官の職務権限内といえるか否かについての基準を持っておらず、効果的な監視とはならないからである。どのような場合に有罪答弁ではなく、DPA/NPA を使うべきかについての明確な指針となる法律や正式な規則は存在せず、また合衆国司法省 (United States Department of Justice) も、検察官が企業に課す条項の内容についての当否を示す指針を示してはいない⁽²²⁾。加えて、裁判所の判断の拠り所になると思われる量刑ガイドラインは、コンプライアンス・プログラムについては規定しているが、取締役会自体の構造改革をはじめとする企業統治の改革を要求することについての適切性に関しては規定されていない。そのため、まずは合衆国司法省が検察官に対して、どのような形で企業に義務を賦課すべきかについての指針を示すことが必要であると主張している⁽²³⁾。

ただ、仮に合理的な基準がつくられたとしても、なお問題は残るとしている。より実際的な問題となるが、仮に裁判所が DPA によって課せられた義務に対して積極的な審査を行うようになれば、検察官はそれに応じて、裁判所の審査を必要としない NPA を多用することになるだろうと指摘する⁽²⁴⁾。また、DPA についても、裁判官が個々の案件に関して、専門的知識を有しているとは考えにくいいため、真の意味での審査を実現することはできない。

また、検察官自身も企業統治改革の専門家ではないため、専門的知識を有する規制当局と協力したうえで、ガイドラインを示すことを Arlen は提案している⁽²⁵⁾。また合衆国司法省自身も検察官の内部統制マニュアルを改訂する

(21) Arlen, *supra* note 13, at 227.

(22) *Id.*

(23) *Id.* at 228.

(24) *Id.* at 229.

(25) *Id.*

ことで、企業に対して賦課する義務の一貫性、有効性、費用対効果を向上させる可能性について言及している⁽²⁶⁾。

(3) 応報的観点からの批判

以上のように検察官と企業との間で締結される DPA/NPA に関する批判とは別の観点からの批判も提出されている。その一つが応報的観点からのものであり、とりわけ死傷事故を伴った企業犯罪の場合において、検察官と企業は DPA/NPA を締結するべきではないというものである。そこで次にこのような見解を瞥見する。

DPA/NPA を応報的観点から批判する代表的な論者の一人である David M. Uhlmann は、DPA/NPA を世間の耳目を集めた案件において適用することは、企業の刑事責任を損ない (erode)、法の支配を蝕む (undermine) ことになるとして、実務で多用されている DPA/NPA を批判している⁽²⁷⁾。Uhlmann は、具体例として、2010年にウエストバージニア州において発生した大規模な炭鉱事故が、NPA を締結したことで終結したことをあげている。29名もの死者を生じた大規模事故においても NPA が締結されるのであれば、他にどのような犯罪において、企業についての刑事訴追が正当化されるのかという批判を加えるとともに、深刻な企業犯罪に対して、このような対応をとることになれば、企業犯罪の概念が薄れ、法の支配が弱まると主張する⁽²⁸⁾。

アメリカ合衆国においては、深刻な企業犯罪においても、DPA/NPA が締結されるため、上記のような批判が生じる。このような案件について、被害者がどのように関与することができるかという観点からも、検討する必要性が高まるであろう⁽²⁹⁾。

(26) *Id.*

(27) David M. Uhlmann, *Deferred Prosecution and Non-Prosecution Agreements and the Erosion of Corporate Criminal Liability*, 72 MD. L. REV. 1295, 1301-1302 (2013).

(28) *Id.* at 1343.

また、検察官の訴追裁量を内部的に統制する Justice Manual は、2020 年 7 月にアップデートを行い、企業を起訴するか否かの判断にあたり、被害者の利益 (Interests of the Victim) を考慮すべきことを独立した要素として明記するに至った⁽³⁰⁾。被害者の観点も含めたうえで公判前の和解をどう実現していくのかについて今後も注目したい。

3 市場における制裁機能

(1) 企業犯罪と市場への対応

次に企業犯罪と市場 (market) の関連性について考察する。公開会社は当然のことながら、株式市場や顧客との関係性を重視し、株価が低下する、あるいは企業の評判の毀損といったことが生じれば、ビジネスを継続することが困難となるため、より一層、市場の反応が重要となる。

例えば、反トラスト法違反などの企業犯罪が生じた際に、海外だけでなく、州と連邦の両方で起訴される可能性があり、最適な刑罰という枠組みにおいては、異なる法執行機関の間で制裁の調整を行う必要性が高まる⁽³¹⁾。

また、「市場」は、顧客や収益性の高いビジネスチャンスを失うなど、企業が制裁を受ける可能性のあるもう一つの「機関」ということができ、異なる執行機関の罰則を調整する場合と同様に、過剰抑止の回避が目指されるべきであるが、市場における制裁を調整する取り組みは、複数の法的制裁を調整する場合とは異なり、より複雑なものとなることが問題点としてあげられる⁽³²⁾。

ただ、企業犯罪と一口にいても犯罪類型ごとに企業の態度は異なってく

(29) 企業犯罪の文脈において、被疑者・被告人のみならず、被害者も含めたうえで、公正な手続きが実現されているかを検討しなければならないとする見解については、See Brandon L. Garrett, *The Public Interest in Corporate Settlements*, 58 B.C. L. REV. 1483, 1533-1534 (2017).

(30) Justice Manual 9-28.1400.

(31) Alexander & Cohen, *supra* note 1, at 22.

(32) *Id.*

る。つまり、詐欺罪等の明確な被害者の存在が特定されやすい犯罪においては、企業の信頼が失墜して、顧客を失いやすいため、このような犯罪が発覚した際には、企業自ら統治構造改革を行うインセンティブが生じやすい。他方で、環境犯罪の場合には、明確な被害者が観念されにくく、企業の評判も詐欺罪に比して、毀損されるおそれも低いため、統治構造改革へのインセンティブが生じにくい⁽³³⁾。

このように発覚した犯罪類型によって、市場の反応が異なることが予想されることから、企業の対応にも違いが生じる。そこで、このような市場を介した評判の毀損についてどのように捉えればよいのだろうか。

一般に評判の損失 (losses) を被る可能性が高い企業は、事前のモニタリングや事後の政府による制裁の必要性が低いと考えられる⁽³⁴⁾。顧客や債権者 (creditors) に損害を与える違法行為を行った企業への制裁は、公衆 (public) に損害を与える違法行為を行った企業よりも低くするべきであるということもいわれている⁽³⁵⁾。また、そのような企業に対しては、事前の監視を少なくするという議論もある。実際に、犯罪のニュースを受けて評判を回復させるための潜在的な再投資 (reinvest) について、詐欺やその他の契約関連の犯罪の 83% で企業が経営者や従業員の交代を発表していることが明らかになっており、比率としては、環境犯罪の 2 倍を超える高さである⁽³⁶⁾。経営陣や従業員の入替えに加えて、量刑ガイドライン導入以前の時代でも、関連する当事者が明確な犯罪の場合には、企業は、研修や内部監査の手段改革、外部の者をモニターとして任命することを比較的頻繁に公表することが判明している⁽³⁷⁾。

(33) See *id* at 26.

(34) *Id.*

(35) *Id.*

(36) Cindy R. Alexander, *On the Nature of the Reputational Penalty for Corporate Crime: Evidence*, 42 J. L. & Econ. 489, 514 (1999).

(37) See *id* at 502.

このような状況に鑑みたときに、グローバルに資金調達を行う必要がある多国籍企業にとっては、自らの組織改革を迅速に外部に示すことで、株価の低下や評判の毀損による影響をコントロールすることができ、それゆえ、有罪判決を回避できる DPA/NPA は、企業にとって魅力的な手続となる⁽³⁸⁾。

(2) 関係省庁と検察官の対応

次に企業犯罪に対する関係省庁の対応を検察官と合わせてみていく。なぜなら、企業にとっての顧客は、投資家や消費者だけでなく、関係省庁も含むからである⁽³⁹⁾。そこで、有罪答弁と DPA との振り分け方をどのようにとらえればよいのだろうか。というのも、企業が有罪答弁を行った場合、関係省庁は当該企業を市場から排除することになるが、他方で DPA は、起訴状が裁判所に提出されるものの、有罪が確定しているわけではないため、関係省庁は排除措置をとるかどうかの裁量権を得ることになる。この点、重罪について有罪答弁を行うことは、企業にとってハイリスクとなる。有罪判決を受けてしまえば、市場から追い出されることになり、とりわけ公的機関と取引をしている企業にとっては、致命傷を負うこととなる。これは、関係省庁にとっても、効率的な対応とはいえないため、当該企業が将来において、関係省庁の利益を害するようなりリスクを含んでいない場合⁽⁴⁰⁾ は、排除措置をとることは好ましくないと考えられる。そのため、自動的に排除措置が行われる有罪

(38) 稲谷龍彦「企業犯罪対応の現代的課題—DPA/NPA の近代刑事司法へのインパクト—(二)」法学論叢 181 巻 3 号 (2017 年) 29-30 頁。

(39) 関係省庁が顧客となる場合、関係省庁は企業に対して、利害関係のある部外者 (interested outsider) として位置付けることができる。この点に関して、See, Cindy R. Alexander & Jennifer Arlen, *Does Conviction Matter?: The Reputational and Collateral Effects of Corporate Crime* in Jennifer Arlen ed., RESEARCH HANDBOOK ON CORPORATE CRIME AND FINANCIAL MISDEALING 87, 128 (2018).

(40) 例えば、企業が従業員の違法行為について、コンプライアンス・プログラムを発揮し、迅速に当該違法行為を検出し、行政機関に報告したという場合が想定される。

答弁よりも、なお関係省庁の裁量の余地を残している DPA の方が、効率的な対応ができるのである⁽⁴¹⁾。

また、たとえ、重罪について有罪答弁を行い、有罪判決を受けることとなったとしても、その被害を最小限に抑えるために、検察官が刑事責任の追及を制限したり⁽⁴²⁾、対象となる企業の範囲を狭めたりしている。後者についてであるが、具体的には検察官が、親会社ではなく、その子会社と答弁取引を行うことで、省庁の排除措置の範囲を狭くする。これにより、当該企業の経済活動は、子会社のみが制限されるだけであり、親会社は通常通り、経済活動を行えるのである⁽⁴³⁾。

むすびに代えて

以上、大変粗削りとなったが、企業犯罪が生じた際に、検察官と企業との間で締結される公判前の和解、とりわけ DPA/NPA に関する諸問題をまとめた。また、そもそもアメリカ合衆国の刑事司法制度が抱える問題を概観し、同国特有の市場志向型をベースとした取引慣行があるために、検察官と被疑者・被告人および弁護人との合意が最重要視され、それと引き換えに手続上の公正さや法の支配が後退しているという見解を概観した。また DPA/NPA と法の支配に関する懸念や、それに対する改善策についてまとめるとともに、応報的観点からの批判について若干の検討をした。さらには、企業犯罪と投資家をはじめとするステークホルダーの反応や関係省庁の対応についてまとめた。公開会社はその性質上、株価の低下や公的機関からの締め出しについて特に敏感になっており、企業自ら統治構造改革を外部に公表するというイン

(41) *Id.* at 128-138.

(42) 実際に連邦検察官は、巨大企業の外国員公務員贈賄事件において、行政の排除措置を伴わない範囲の犯罪でのみ刑事責任を追及したことを示唆する見解として、*See Brandon L. Garrett, Globalized Corporate Prosecution, 97 VA. L. REV. 1775, 1787 (2011).*

(43) *Alexander & Arlen, supra* note 39, at 137-138.

センティブが働く。これらの状況を踏まえたうえで、検察官は刑事責任の追及を制限したり、有罪判決を受けることにより被る損害を最小限に抑えるための工夫も凝らしている。ただ、このような慎重かつ工夫がなされた訴追の姿勢がかえって、巨大企業の優遇ではないかという批判が生じていることも事実である。深刻かつ重大な企業犯罪のケースであったとしても、効率性を重視した公判前の和解を促進してよいかについては、今後の課題としたい。

とはいえ、やはり、巨大企業が引き起こす犯罪について、その捜査・証拠収集はますます困難なものとなり、企業犯罪の対応については、企業自身の協力を得るかたちで統治構造改革をすすめる必要性は高まっている⁽⁴⁴⁾。またその際に、効率性と刑事司法上の公正さをどう保つべきかについても今後の課題となる。以上のような問題は、多数の大企業を抱えるわが国においても参照すべき点が多く、社会の合意を得ながら、刑事手続によってどの程度、企業の統治構造改革を推し進めることができるかについて、今後も検討していきたい。

(44) 深水大輔「企業不祥事・企業犯罪をめぐる諸問題（第10回・完）新たなガバナンスモデルと企業のリスク管理」金融法務事情68巻24号（2020年）55-56頁では、GAFと呼ばれる巨大テクノロジー企業や、多くの子会社・関連会社を抱えるグループ企業について、規制当局が外部からルール順守をしているか否かについて監督することは一層困難になっているとしている。そのため、イノベーションの恩恵を受けつつ、社会全体でリスク管理を行う、ガバナンスモデルが望ましいとする。すなわち、政府のみならず、企業やコミュニティ・個人の積極的な関与を確保したマルチステークホルダーによる双方向的・多方向的なガバナンスモデルへの移行を主張する。